

様式第3号

第 号
年 月 日

指 示 書

住所及び氏名 様

前橋市長
(担当：開発指導課)

の土地の再生可能エネルギー発電設備は前橋市自然環境、
景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第 条に違反して
いるので、下記のことを指示します。

記

- 1 直ちに工事の施工を停止すること。
- 2 年 月 日までに是正計画書（様式第4号）を提出すること。

（注）この指示に従わないときは、前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の規定により許可の取消し若しくは措置命令又はその両方の処分を受けるほか、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しとなる場合があります。

担 当 開発指導課 盛土規制係
TEL 027-898-6997（直通）